

令和
5年度

宮城県における 環境保全型農業直接支払交付金について



化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援します。

地球温暖化防止に効果の高い営農活動

炭素貯留効果の高い堆肥
の水質保全に資する施用



長期中干し

カバークロープ(緑肥)



秋耕

等

土壌中に炭素を貯留し地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い営農活動

有機農業



冬期湛水管理



様々な生物を地域で育み生物多様性保全に貢献

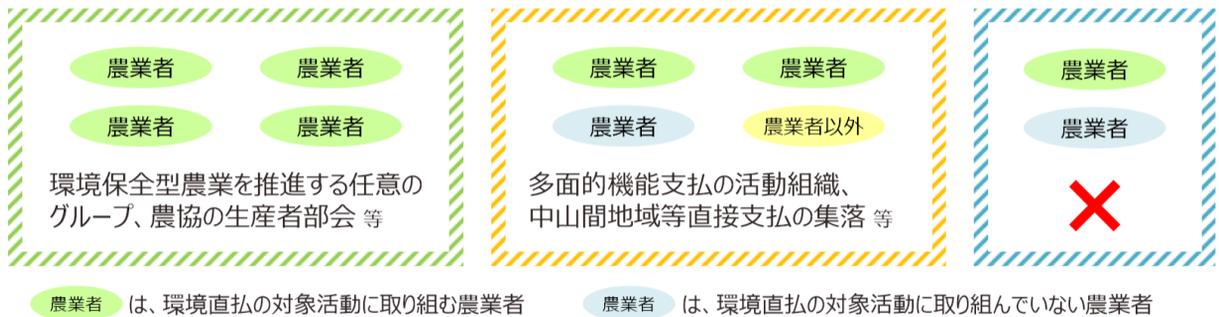
農業者団体等が作成する事業計画を市町村が認定するに際して、市町村が策定する促進計画の区域や事業に関する事項に、農業者団体等の事業計画が該当する必要があります。該当するかどうかについては、農地が所在する市町村にお問い合わせください。

1 支援対象者

申請主体（グループでの申請が原則です）

□ 農業者の組織する団体

申請する団体は、「環境保全型農業直接支払交付金」（以下、「環境直払」といいます。）の対象活動に取り組む農業者2戸以上で構成され、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座が必要です。



□ 一定の条件を満たす農業者

複数の農業者で構成される法人等、次の要件のいずれかを満たし市町村が特に認める場合は支援対象になります。

- ① 対象活動の取組面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上、または同一市町村内の対象活動の取組面積が全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上となる農業者
- ② 複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

支援の対象となる農業者の要件

農業者の組織する団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境直払の支援の対象となるには、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ② みどりのチェックシートの取組を実施していること（→3頁参照）
- ③ 環境保全型農業の取組を広げる活動（推進活動）に取り組むこと（→4頁参照）

2 対象農地

各市町村の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画で定めた区域の農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる対象活動が支援の対象となります。

詳細については、農地の所在する市町村にお尋ねください。

みどりのチェックシートの取組を実施とは

地方公共団体等が主催するGAP指導員等による指導・研修又は農林水産省が提供するオンライン研修を受講し、「みどりのチェックシート」（様式第14号）に定める持続可能な農業生産に向けて実施すべき環境負荷低減や農作業安全についての取組を実施することです。

本交付金に取り組みにあたっては、「みどりのチェックシート」の取組の全ての項目を実施のうえ、研修を受講したことがわかる書類と合わせて実施状況報告の際に提出していただきます。

民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合などは認証書の写し等を提出することで、研修の受講や「みどりのチェックシート」の提出を省略できます。

ステップ 1 **みどりのチェックシートの取組に関する指導・研修を受けてください。**

1

みどりのチェックシートの取組に関する指導・研修を受けてください。

- 地方公共団体が主催する研修
- GAP指導者による指導
- 農林水産省提供のオンライン研修
- 民間団体が主催する研修など

令和4年度から、指導、集合研修及びオンライン研修において、有効期限は1年となります。

ステップ 2 **みどりのチェックシートの取組を実施してください。**

2

みどりのチェックシートの取組を実施してください。

ステップ1の指導又は研修で学んだ内容に基づいて、取組を実施します。

- 化学合成農薬の使用量低減
- 化学肥料の使用量低減
- 温室効果ガス・廃棄物の排出削減
- 農作業安全

ステップ 3 **みどりのチェックシートを提出してください。**

3

みどりのチェックシートを提出してください。

「みどりのチェックシート」の取組の全ての項目を実施し、の口欄に✓を記入します。（ただし、該当しない場合は除きます）

※関連書類をご自身で保管してください。

みどりのチェックシートの取組を行ったことを証明する書類を保管してください。（ただし、証明する書類等を作成することが困難な取り組みを実施した場合は不要です。）

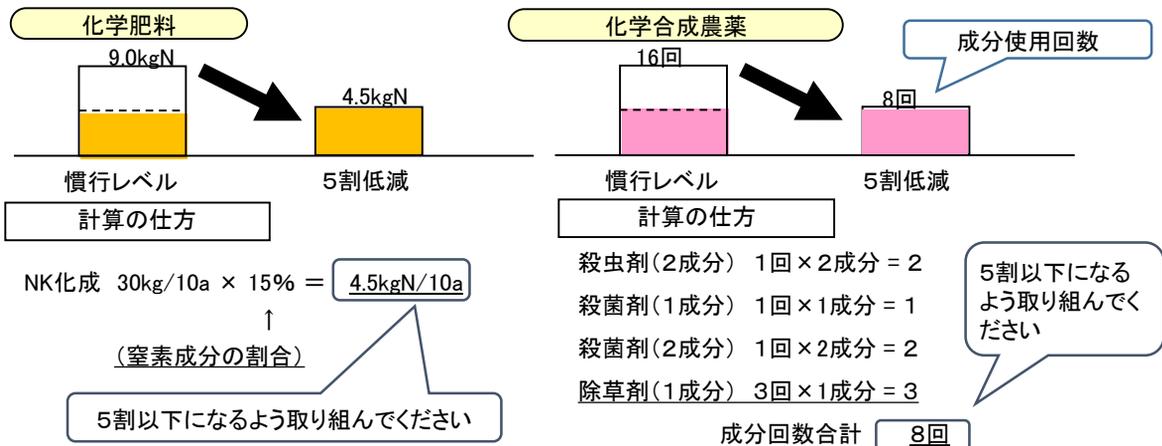
5割低減の取組とは

主作物について、化学肥料と化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから5割以上低減する取組です。「環境保全型農業直接支払交付金 宮城県における対象品目一覧」で確認ください。

算定の仕方

低減割合の比較に用いる慣行レベルは、個々の農業者の現行の施用量ではなく、県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素成分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。



みどりのチェックシート

下記の特続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。
該当しない場合は、□欄には/（斜線）を記入してください。

【化学合成農薬の使用量低減】

- 農薬の適正な使用・保管
- 農薬の使用状況等の記録を保存
- 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備
(健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)
- 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断
(発生予察情報の活用による防除等)
- 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除
(物理防除・生物防除の活用等)

【化学肥料の使用量低減】

- 肥料の適正な保管
- 肥料の使用状況等の記録を保存
- 有機物の施用
(堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)
- 作物特性やデータに基づく施肥設計
(簡易土壌診断、前作の収量等)

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】

- 電気・燃料の使用状況の記録を保存
- 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入
(省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)
- 廃棄物の削減や適正な処理
(プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)

【農作業安全】

- 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施
(定期メンテナンス、点検記録作成等)
- 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善
(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)

▶ 民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIA GAP、JGAP）等を取得している場合は、
認証書の写しを提出することで、「指導・研修の受講」及び「みどりのチェックシートの提出」を省略することができます。

3 事業要件(推進活動の実施)

- 農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下「推進活動」*1といいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施する必要があります。なお交付金を受ける農業者（支援対象農業者）全員が、1つ以上の推進活動を実施する必要があります。
- 農業者団体は原則として、対象活動に取り組むすべての農業者が共通の活動を選択する必要があります。

- ◆ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
 - ①技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
 - ②実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
 - ③先駆的農業者等による技術指導
 - ④自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
 - ⑤ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- ◆ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
 - ⑥地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
 - ⑦土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定*2
- ◆ その他
 - ⑧耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
 - ⑨中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動を実施*3（農業者団体等の取組面積の過半が中山地又は指定棚田地域の場合に限る。）
 - ⑩農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
 - ⑪環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合（令和5年度より優遇措置として新設）
 - ⑫その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動

*1 推進活動について

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

*2 土壌診断や生きもの調査等環境保全効果の測定について

推進活動としてこの項目を選択した場合、交付金の対象活動に取り組む農業者全員が土壌診断や生きもの調査等に参加する必要があります。また、**堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む農業者は**、土壌診断の実施が要件となっているため、推進活動として**土壌分析は選択することはできません**。

*3 中山間地及び指定棚田地域について

中山間地とは、地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法等）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。また指定棚田地域とは、棚田地域促進法に基づき指定された地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

実施年月日や実施内容、参加者等がわかるように**推進活動を実施した記録を作成**します。（様式は任意）

実施内容がわかる書類は交付を受けた年度の翌年度から**5年間保管**が必要です。



4 対象活動

- 国際水準の有機農業及び化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象活動に対して支援を行います。
- 1つのほ場において、1作分の対象活動実施面積が支援対象です(複数の取組はできません)。

	対象活動	交付単価 (国+県+市町村)
全国共通取組	炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	
	稲わら堆肥 注1)	4,400円
	稲わら堆肥以外の堆肥 注2)	2,200円
	カバークropp (緑肥の作付け)	6,000円
	リビングマルチ(緑肥の作付け)	
	リビングマルチに小麦、大麦、イタリアンライグラス以外を作付け	5,400円
	リビングマルチに小麦、大麦、イタリアンライグラスを作付け	3,200円
	草生栽培(緑肥の作付け)	5,000円
	不耕起播種	3,000円
	長期中干し	800円
	秋耕	800円
	有機農業の取組	
	飼料用米以外の作物 [※] で炭素貯留効果の高い有機農業を実践する場合	14,000円
	飼料用米以外の作物 [※]	12,000円
飼料用米 [※]	3,000円	
取組拡大加算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機農業(飼料用米以外[※])に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援。 ・ 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援。 	4,000円	
地域特認取組	5割低減の取組と 冬期湛水管理 を組み合わせた取組 注3)	
	購入した有機質肥料の施用、畦畔補強等の実施の場合	8,000円
	購入した有機質肥料の施用、畦畔補強等の未実施の場合	7,000円
	購入した有機質肥料の未施用、畦畔補強等の実施の場合	5,000円
	購入した有機質肥料の未施用、畦畔補強等の未実施の場合	4,000円

注1) 稲わら堆肥とは、家畜ふん等を使わず稲わらのみを発酵させた堆肥で、堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント(乾物)以下のもの。

注2) 稲わら堆肥以外の堆肥とは、家畜ふん堆肥(稲わらに家畜ふんを加えた堆肥で堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント(乾物)超のもの)やバーク堆肥等。

注3) ①購入した有機質肥料とは、土壤微生物や土壤動物(イトミミズ等)のエサとなる有機質資材のみを原料とした肥料であり、かつ、施用した10アール当たり購入金額が3,000円以上のもの。

②畦畔補強等とは、「湛水開始前の畦塗り」、「畦畔シートによる被覆」、「定期的なほ場巡回による畦畔等の補修」等、冬期間における水田の湛水状態を維持する取組とし、水稲作付けのための畦畔等の補修(田植えに向けた畦塗り等)は含めない。

※飼料用米及び飼料用米以外の作物について

有機農業における「生産局長が別に定める作物(そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)」のうち、宮城県では飼料用米のみを対象品目としている。飼料用米以外の作物については、15ページの宮城県における対象品目作物一覧を参照のこと。

配分にあたっては、全国共通取組が優先されます。

また、本制度は予算の範囲内で交付金を交付するため、**申請額が予算を上回った場合は、交付額が減額されることがあります。**

対象活動（全国共通取組）

1)炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用(堆肥の施用)

地球温暖化防止

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組です。



要件

- ①C/N比10以上の堆肥であって腐熟したものを使用すること。
- ②堆肥の施用量

作物 (品目)	堆肥の種類	設定した施用量
水稲	稲わら堆肥	おおむね 1.0t/10a以上
	稲わら堆肥以外の堆肥	おおむね 0.5t/10a以上
水稲以外	稲わら堆肥	おおむね 1.5t/10a以上
	稲わら堆肥以外の堆肥	おおむね 0.75t/10a以上

- 稲わら堆肥とは、家畜ふん等を使わず稲わらのみを発酵させた堆肥で、堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント（乾物）以下のもの。
- 稲わら堆肥以外の堆肥とは、家畜ふん堆肥（稲わらに家畜ふんを加えた堆肥で堆肥成分のリン酸含有率が1パーセント（乾物）超のもの）やバーク堆肥等。

- ③原則として堆肥を施用する前に、毎年、土壌診断を実施すること。

※土壌分析項目は『水稲の場合はpH、畑作の場合はEC、それ以外の項目については各ほ場の状況に応じて必要となる項目』です。可給態窒素及び有効態りん酸の分析でも可とします。

- ④堆肥施用量が「宮城県における持続性の高い農業生産方式の導入指針「堆肥使用の目安」」範囲を超える場合は、施肥等の窒素及びリン酸との合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画を作成すること。

- ⑤堆肥の成分量が証明されていること（過去の堆肥成分分析結果でも可）。

成分量が分からない堆肥を施用する場合は、堆肥の成分分析を行うこと。

＜成分量が分からない堆肥を施用する場合の堆肥の成分分析項目＞

ア 「稲わら堆肥」、「牛ふん堆肥」、「バーク堆肥」等（明らかにC/N比10以上の堆肥）の場合：窒素、りん酸、加里。

イ 「豚ふん堆肥」、「鶏ふんの量が5割未満の堆肥」等（C/N比10未満が想定される堆肥）の場合：C/N比、窒素、りん酸、加里。

※分析の結果C/N比が10未満の場合は対象となりません。

令和5年度より「堆肥」の取り扱いが拡大され、「混合特殊肥料」「指定混合肥料」「混合堆肥複合肥料」「汚泥肥料」「混合汚泥複合肥料」に含まれる堆肥と汚泥についても対象となります。詳細は巻末問い合わせ先にお問い合わせください。

2) 緑肥の作付 (カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培)

地球温暖化防止

①カバークロップ

主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組です。



要件

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上（注1）播種されていること。
- ② 適正な栽培管理（注2）を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること。

（注1）種苗メーカーのカタログに記載された標準播種量以上の種子を播種すること。

（注2）栽培期間は、春夏播きの場合は概ね2か月以上、秋冬播きの場合は概ね4か月以上を確保すること。

※カバークロップに肥料や農薬等を使用する場合、主作物の使用量等にカウントされるので注意。

②リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組です。



要件

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上（注1）播種されていること。
- ② 適正な栽培管理（注2）を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること。

（注1）種苗メーカーのカタログに記載された標準播種量以上の種子を播種すること。リビングマルチとしての播種量がカタログ等に記載されていない場合は、カバークロップとしての播種量の1/2以上を播種すること。

③草生栽培

果樹園地に緑肥を作付けする取組です。



要件

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上（注1）播種されていること。
- ② 適正な栽培管理（注2）を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体すべてを土壌に還元していること。

（注1）種苗メーカーのカタログに記載された標準播種量以上の種子を播種すること。

（緑肥の取組に関する注意事項）

前年にすき込んだカバークロップの種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所のみ播種を行った場合は、カタログ等に記載された標準播種量未満となり、上記①の要件を満たさないため支援対象となりません。

3)不耕起播種

地球温暖化防止

麦・大豆ほ場の全面耕起を行うことなく播種する取組です。



要件

- ① 主作物が麦（小麦、大麦）、大豆であること。
- ② 主作物について、前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用の播種期（乗用管理専用機又はトラクターに装着した専用のアタッチメントを含む）による播種を行うこと。
- ③ 播種前に、茎葉処理型の除草剤を散布すること。

4)長期中干し

地球温暖化防止

水稲ほ場で通常よりも長期間の中干しを実施する取組です。



要件

- ① 主作物が水稲であること。
- ② 稲の生育中期に10アールあたり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

5)秋耕

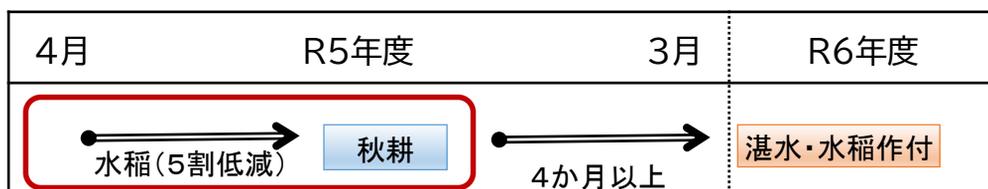
地球温暖化防止

水稲ほ場で秋季に耕うんを行い、翌春に湛水する取組です。



要件

- ① 主作物が水稲であること。
- ② 主作物の収穫後に耕うん（秋耕）を実施し、翌春に水稲の作付け（湛水）を行うこと。
- ③ 耕うんは湛水の4か月以上前に実施すること。



6)有機農業

生物多様性保全

地球温暖化防止

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組です。



要件

- ① 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。(注1、2)
 - ② 周辺から使用禁止資材が飛来・流入しないように必要な措置を講じていること。
 - ③ 播種又は植付け前2年以上(注3)化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと。
 - ④ 有害動植物の防除を適切に実施していること。
 - ⑤ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。
- ✓ 毎年度6月末までに「農場管理シート・現地確認チェックリスト(様式第1号)」を提出し、市町村等による現地確認が必要です。(注4)

注1 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」は、支援の対象なりません。

注2 化学肥料・化学合成農薬の使用に関しては、次のとおりです。

- ・ 「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び土壌改良資材、別表2の農薬については使用することができます。
- ・ 化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く)が使用されていないものを使用することができます。
- ・ 植物防疫法第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することができます。

注3 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農作物にあつては播種又は植付け前2年以上が転換期間となります。転換期間中も環境直払の支援対象となりますが、転換中の区域について、有機農法と慣行農法を交互に行うことのないようにしてください。

注4 有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、認定証の写し又は認証機関に提出した書類を様式第3号に代えることができます。

- 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、有機JASの認定を取得する必要があります。
- 宮城県における対象作物については、15ページの宮城県における対象品目作物一覧を確認願います。

6)有機農業

加算措置(炭素貯留効果の高い有機農業)の取組

地球温暖化防止に貢献するため、炭素貯留効果の高い有機農業を行っていただく場合に限り、10aあたり2,000円が加算されます。

【加算措置の要件】

- **土壌診断※を実施**するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかの取組を実施すること。
- 加算措置の実施要件は、それぞれの取組を単独で行う場合の実施要件に準じます。
- ただし、有機農業における堆肥の施用については、地球温暖化防止効果が十分に発揮される4,400円/10aのメニューのみが加算措置の対象となります。

※水田の場合は可給態窒素(困難な場合はpH)、畑地の場合はEC(電気伝導度)が必須項目になります。

取組拡大加算(有機農業の新規取組に係る指導等の活動)の取組

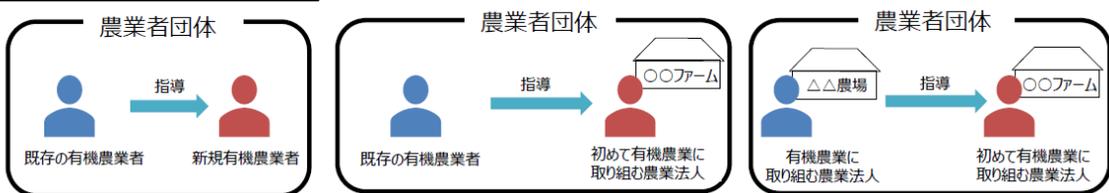
本交付金を受給している農業者団体が令和5年から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して、指導・助言・相談対応の活動を行っていただく場合に限り、新規取組面積10aあたり4,000円が加算されます。



【取組拡大加算の要件】

- 指導を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、令和5年度に有機農業の取組(飼料用米以外)を実施する必要があります。
- 活動を行った農業者団体に対して指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10aを支援します。
- 新たに有機農業に取り組む農業者であっても、既に有機農業に取り組む農業法人に所属する農業者への指導については、取組拡大加算を活用することはできません。ただし、農業者団体に所属する農業法人が組織として初めて有機農業に取り組む場合は、本加算措置を活用して同じ農業者団体に所属する他の農業者や法人から指導を受けることができます。

加算措置の対象となるケース



新たに有機農業に取り組む農業者・法人への指導が対象となります。

有機農産物の日本農林規格（抜粋）

制定	平成12年1月20日	農林水産省告示第59号
一部改正	平成15年11月18日	農林水産省告示第1884号
全部改正	平成17年10月27日	農林水産省告示第1605号
一部改正	平成21年8月27日	農林水産省告示第1180号
一部改正	平成24年3月28日	農林水産省告示第833号
一部改正	平成27年12月3日	農林水産省告示第2597号
一部改正	平成28年2月24日	農林水産省告示第489号
最終改正	平成29年3月27日	農林水産省告示第443号

別表 1

肥料及び土壌改良材	基準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材(うち家畜排せつ物に限る)	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
油かす類	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バーク堆肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰(苦土生石灰を含む。)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜(きのこ類及び山菜類を除く。)及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	

肥料及び土壌改良材	基準
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

- ※ 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであることを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限り得られると考えられます。
- ※ 使用した資材が別表1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。
- ※ 燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものは「化学的処理を行っていない」ものに該当します。

別表2

農薬	基準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルバメクチン乳剤	
ミルバメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
次亜塩素酸水	

- ※ 使用した資材が別表2に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。証明できない場合は支援の対象となりません。

対象活動（地域特認取組）

冬期湛水管理

生物多様性保全

冬期湛水管理は、水稻栽培において冬期間の水田に水を張る取組です。



要件

- ① 2か月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ② 集団的な取組を推進するために、市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であり、かつ、生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成した計画とは、市町村等が作成した地域の環境保全に関する計画であって、以下の内容が記載されたものとする。
 - ア 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
 - イ 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置けられていること。
 - ウ 取組農業者に対し、市町村等の基本的な考え方や生物の生息状況等の情報を共有するために必要な取組を実施する旨について記載されていること。

【イトミミズ等のエサとなる購入した有機質肥料の施用】

購入した有機質肥料とは、土壤微生物や土壤動物（イトミミズ等）のエサとなる有機質資材のみを原料とした肥料であり、かつ、施用した10アール当たり購入金額が3,000円以上のもの。

（注1）有機質以外の資材が原料として含まれる「有機質入り肥料」は対象外。

（注2）冬期湛水管理の取組直前又は取組期間中に施用すること。それ以外の時期に施用したものは対象外。

（注3）有機質肥料の施用量は、次年産の水稻が倒伏することがないように窒素成分を考慮して施用すること。

【畦畔補強等の実施】

畦畔補強等とは、従来の漏水防止措置を指し、「湛水開始前の畦塗り」、「畦畔シートによる被覆」、「定期的なほ場巡回による畦畔等の補修」等、冬期間における水田の湛水状態を維持する取組とし、水稻作付けのための畦畔等の補修（田植えに向けた畦塗り等）は含めない。

（注1）畦畔がコンクリートブロックやプラスチック製カバー等により漏水防止の補修が必要ない場合は対象外。

（注2）ほ場巡回を行ったとしても、補修箇所がなかった場合は対象外。

5 宮城県における対象品目一覧

県の慣行レベルが定められている作物に対し、対象活動を行った場合に支援します。

県の慣行レベルは「みやぎの環境に優しい農産物認証・表示制度」で定める県慣行栽培基準とします。

品目名	区分	化学肥料の施用量（窒素成分量kg/10a）		節減対象農薬の延べ有効成分数		
		化学肥料節減栽培農産物 （県慣行5割以下）	県の慣行レベル （県慣行栽培）	農薬節減栽培農産物 （県慣行5割以下）	県の慣行レベル （県慣行栽培）	
米	移植栽培 直播栽培	3.5	7	8	17	
豆類	大豆	2	4	6	13	
麦類	大麦	6	13	2	5	
	小麦	ゆきちから ゆきちから以外	9 9	18 18	4 4	9 8
野菜	きゅうり	ハウス促成	20	40	16	32
		ハウス抑制	17	35	15	30
		露地夏秋	16	32	12	24
	トマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	30
		ハウス早熟	16	32	11	22
		ハウス抑制	12	25	13	26
	ミニトマト	ハウス促成・半促成	18	36	15	31
		ハウス早熟	16	32	11	22
		ハウス抑制	12	25	13	26
	なす	半促成・早熟	24	48	11	23
		露地夏秋	15	30	11	23
	かぼちゃ		9	18	4	8
	ピーマン類		15	30	6	13
	いちご		15	30	20	41
	メロン	アールスメロン系	7	14	9	18
	えだまめ		4	8	3	7
	そらまめ		9	18	5	10
	スイートコーン		13	26	4	8
	根菜類	だいこん	10	20	5	10
		にんじん	13	26	5	10
さといも		12	25	4	8	
ごぼう		10	20	4	9	
ばれいしょ		7	15	3	7	
葉菜類	なばな類	15	30	4	9	
	非結球あぶらな科葉菜類	9	18	3	7	
菜類	キャベツ	12	25	9	18	
	チンゲンサイ	12	25	3	7	
葉茎菜類	はくさい	12	25	7	15	
	ブロッコリー	12	24	5	10	
	しゅんぎく	13	27	4	8	
	結球レタス	10	20	4	8	
	アスパラガス	14	29	5	11	
	たまねぎ	にら	15	30	6	13
		ハウス 露地	13	27	6	13
	にんにく	12	25	5	10	
	ねぎ	15	30	9	19	
	こねぎ	15	30	6	13	
	せり	20	40	3	6	
	パセリ	15	30	4	8	
	しそ	8	16	4	9	
	つるむらさき	22	44	2	4	
	ほうれんそう	ハウス周年	8	17	4	8
		露地	10	20	4	8
モロヘイヤ	15	30	2	5		
果樹	りんご	5	10	18	36	
	なし	13	26	17	34	
	もも	6	12	14	28	
	ベリー類	6	12	1	2	
	洋なし	8	16	16	33	
	おうとう	露地雨よけ	7	15	13	26
		加温促成	7	15	5	11
いちじく	4	8	6	12		

- ▶ 事業対象品目は、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度の対象品目であり、かつ、宮城県における持続性の高い農業生産方式の導入指針の対象品目。
- ▶ 備蓄米、加工用米、米粉用米、飼料用米の取り扱いについては、みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度「米」の県慣行栽培基準の5割以上低減に取り組む場合に対象とする。

6 申請手続き等

※記載の様式は全て国環境保全型農業直接支払交付金実施要領のものです。

初めて申請する場合

農業者団体を作る。 ※ 既存の任意組織でも可。ただし、環境保全型農業直接支払交付金に取り組むこと、交付金使途決定の方法等を定めるため規約の改正が必要です。

- ① 規約作成
(構成員名簿、推進活動を実施すること、交付金使途決定の方法を規約に定める必要があります。)
- ① 農業者団体の代表者を決める
- ② 農業者団体の口座開設 (利息の付かない専用通帳を推奨)

平成30年度から
取組を開始した団体

平成30年度からの5年間の事業期間終了に伴い、令和5年度からの5年間の事業計画等を提出します。

初年度

5年間の事業計画等を提出する。(6月末まで) ※ 原則として対象活動が開始される前までに提出。

対象活動の合計面積や推進活動の計画等を記載し、市町村長から認定を受けます。

- 申請書 (共通様式第1号)
- 事業計画 (共通様式第2号)
- 営農活動計画書 (共通様式第3号)

添付書類(必要に応じて提出)

農業者の組織する団体	規約	
一定の条件を満たす農業者	個人、法人(一戸一法人)	推進活動を環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施していることがわかる書類
	複数の農業者で構成される法人	
有機農業の取組を実施しようとする農業者	複数の農業者で構成されていることが分かる書類	農場管理シート・現地確認チェックリスト
	農場管理シート・現地確認チェックリスト	
	様式第1号	※1

※1 様式第1号は毎年度提出が必要です。
有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、認定証の写し又は認証機関に提出した書類を様式第1号に代えることができます。

対象活動を行う農地が所在する市町村の担当窓口に出します

継続して申請する場合 (令和元年度以降から取組開始)

変更時

計画に変更が生じた場合 (6月末まで)

次に定める事項の変更は**重要な変更**になります。
6月末まで変更申請書等を提出し、市町村長から計画変更の認定を受ける必要があります。

- ア 事業の目標の変更
- イ 事業の実施期間の変更
- ウ 事業の実施区域の変更(対象活動を実施するほ場の変更)
- エ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更(対象活動の変更)
- オ 農業生産活動(対象活動)の取組面積の増加又は年当たり交付金額の上限の増加
- カ 取組拡大加算の実施又は変更

- 変更申請書(共通様式第5号)
- 変更する書類を添付

※ 当年の計画確認のため、営農活動計画の提出を毎年度求める場合があります。

毎年度

有機農業の取組を実施しようとする農業者
 農場管理シート・現地確認チェックリスト(様式第1号)
※毎年度6月末まで提出

左記以外の**軽微な変更**が生じた場合(届出)
 変更申請書(様式第5号)
 変更する書類を添付

申請手続き等

※記載の様式は全て国環境保全型農業直接支払交付金実施要領のものです。

6月末以降に軽微な変更が生じた場合は速やかに市町村へ届出。
□変更申請書(様式第5号) □変更する書類を添付

毎年度

交付申請書(市町村への交付申請書)※様式・提出時期は市町村で異なります。

毎年度

- ・交付金の交付を受けるために、農業者団体等が交付を受ける予定の金額を記載します。
- ※規約で定めた交付金使途に沿って事務経費や推進活動等の経費を支出可能ですが、市町村からの交付決定以降の経費のみが対象です。
(飲食等、支出できない経費もあるため、事前に市町村へ確認願います。)

対象活動と推進活動及びみどりのチェックシートの取組の実施

毎年度

- ・農業者団体等の構成員ごとに支援対象となる営農活動(堆肥の施用、緑肥の作付、有機農業、冬期湛水管理等)を行います(7~14ページ参照)。
- ・農業者団体等として共通の推進活動を行います(5ページ参照)。
- ・みどりのチェックシートの取組については、指導・研修等を受講の上、実施します(3ページ参照)。

実施状況報告書等

毎年度

(提出期限:令和6年1月9日頃まで)

(1)実施状況報告書(様式第6号)

農業者団体等の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体等として取り組んだ推進活動を記載して、必要書類(生産記録、写真等)をまとめて提出します。

必要書類は対象活動により異なりますので市町村に確認願います。

※**令和6年3月末までに確実に終了する**予定の取組を記入し提出してください。

(2)みどりのチェックシート(様式第14号)

みどりのチェックシートに関する研修等を受講したことが分かる書類等を添付。

!!! 見込みで実施状況報告書を提出後、

不測の事態で履行できない場合は、早急に市町村へ報告願います !!!

交付金の入金・支出

毎年度

- ・都道府県や市町村が取組内容を確認後、農業者団体等の預金口座へ振り込まれます。
- ・農業者団体は口座振り込まれた交付金を、規約に定めたとおり構成員に**速やかに**分配等し、3月末(**令和6年3月31日まで**)に交付金を全額支出します。

実績報告書(市町村への実績報告書) ※様式・提出時期は市町村で異なります。

毎年度

- ・交付金の使いみちを記載します。※交付金の使いみちは、農業者団体等の規約に基づいて決定してください。

営農活動実績報告書(国様式10号又は共通様式第6号)

毎年度

提出期限は市町村に確認願います。

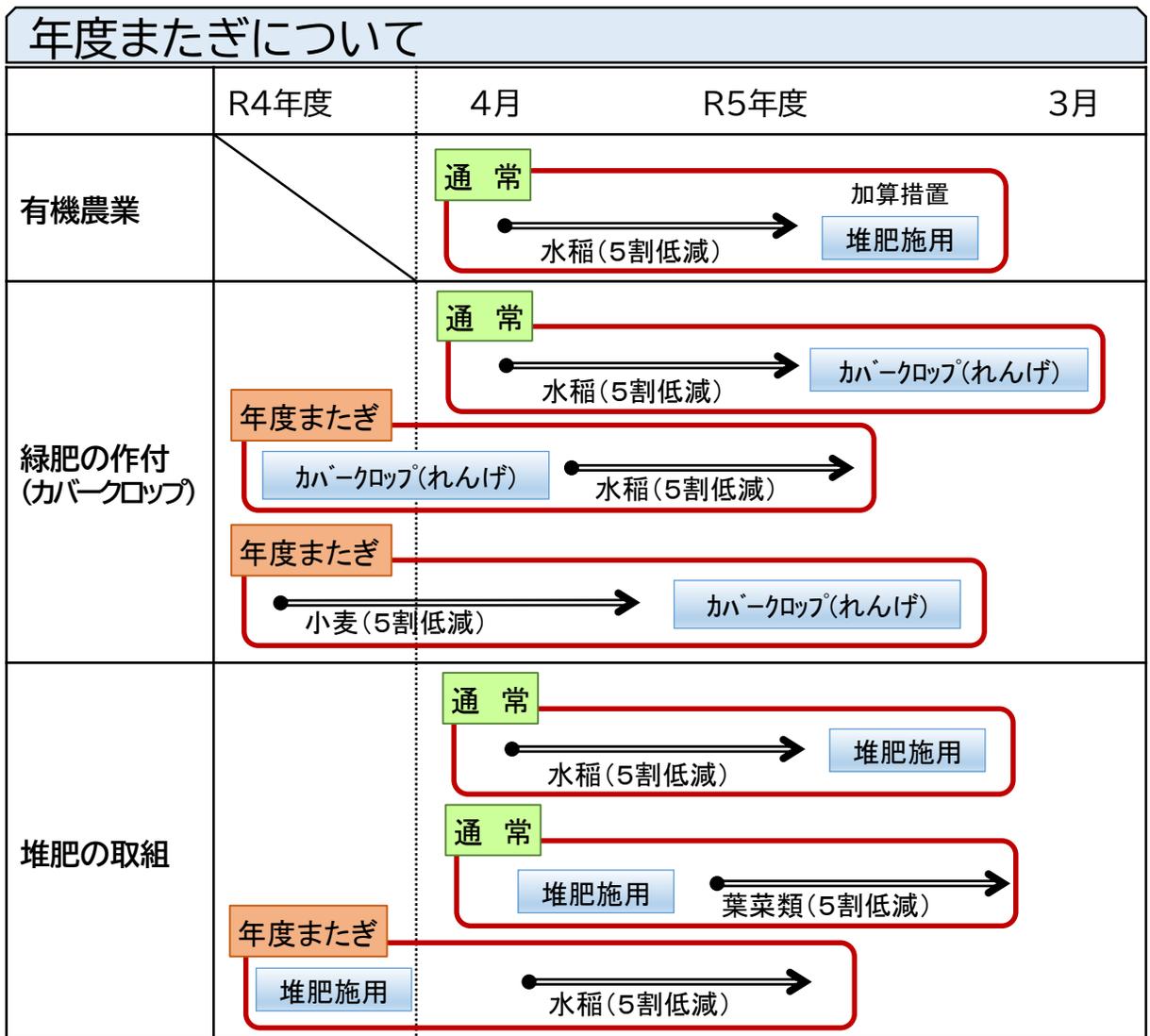
- ・実施状況報告書を見込みで提出した場合、生産記録等、必要な書類を添付し提出。
- ・実施状況報告書の提出時点で対象活動等を実施済みであり報告内容に変更が無い場合、営農活動実績報告書の提出を省略できます。

対象活動を行う農地が所在する市町村の担当窓口へ提出します

農業者団体等が環境保全型農業直接支払交付金実施状況報告までに整備しておく書類

	項目	チェック	備考
提出書類	共通	<ul style="list-style-type: none"> ● みどりのチェックシート【様式14号】(個人ごと)※ ● GAP指導員等による指導又は研修受講を証明する書類(個人ごと)※ ① 県や市町村が主催する研修の場合は、開催要領等研修内容が分かる書類の写し、参加者名簿の写し ② 県や市町村以外が主催する研修の場合は、開催要領等研修内容が分かる書類の写し、参加者名簿の写し、研修講師の指導実績が確認できる書類の写し ③ 農林水産省が提供するオンライン研修を受講する場合は修了書の写し ※ 民間団体によるGAPの第三者認証(GLOBALGAP、ASIAGAP、JGAP2016等)を取得している場合には、当該事項を証明する書類を提出することにより、「みどりのチェックシート」や「研修受講を証明する書類」の提出を省略できます。 	みどりのチェックシートは原則全ての項目にチェックが必要です。
	有機農業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産記録(個人ごと) ※ 生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術等、要件に即して対象活動を実施したことが確認できれば、有機JAS認証や特別栽培農産物認証等の認証の写し又は認証機関に提出した書類を提出することで生産記録に代えることができますが、記載内容によっては追加で書類が必要です。 	様式第1号(農場管理シート・現地確認チェックリスト)を提出した生産者(有機農業)は省略可。 ※加算措置取組の実施者は生産記録が必要。
提出書類	有機農業	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材証明書等の写し(個人ごと) 有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は別表2の農薬を農産物の生産過程に使用した場合。 ※ 一定の条件を満たす機関(登録認証機関や一般社団法人有機JAS資材評価協議会)が評価し公表した資材リストに掲載された資材である場合は、「当該資材に掲載されている頁の写し」及び「使用した資材の袋や購入伝票の写し」でも可。 ● 土壌診断結果書類の写し 加算措置の取組を実施した場合。 	様式第1号(農場管理シート・現地確認チェックリスト)は6月末までに作成し市町村へ提出。 ※有機JAS認証を提出した場合は資材証明を省略することができます。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 出荷・販売伝票の写し(個人ごと)(10アール未満の取組の場合に必要) ● ほ場面積が確認できる書類の写し(交付金額の算定の基となった書類(共済細目書など公的資料)(個人ごと)) ● 推進活動の実施内容や実施日等がわかる書類等(写真や会議資料添付)(個人ごと) ● みどりのチェックシート の取組を証明する書類等(帳簿の写しや写真等)(個人ごと) ● 特別栽培農産物等の認証の写し(認証を受けた場合)(個人ごと) 	□その他: 主作物の生育状況を写真で記録しておくのが望ましい。
保管する証拠書類	堆肥の施用	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆肥の購入伝票等の写し(①購入した場合は、購入伝票。②無償取引の場合は、取引書類。③自家製堆肥の場合は、堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類。)(個人ごと) ● 施用した堆肥の成分証明書の写し(過去の堆肥成分分析結果でも可) ● 土壌診断結果(毎年度、堆肥施用前に土壌分析・診断を実施)※ ● 施肥管理計画(堆肥施用量が「宮城県における持続性の高い農業生産方式の導入指針「堆肥使用の目安」範囲超の場合に必要な)の写し 	□その他: 堆肥施用の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。 ※土壌タイプ、これまでの管理状況や作物の収量等が同程度の場合は申請ほ場の一部の土壌診断結果でも可。同等であることがわかるものを保管しておくこと。
	緑肥(カバー作物、リビングマルチ、草生栽培)	<ul style="list-style-type: none"> ● 種子購入伝票等の写し(種子購入量がカタログの播種量と合っていること)(個人ごと) ● 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し 	□その他: カバー作物、リビングマルチ、草生栽培において播種した植物の生育の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。
保管する証拠書類	不耕起栽培	<ul style="list-style-type: none"> ● 除草剤購入伝票等の写し(播種前に適正に除草剤が散布されていることがわかること)(個人ごと) 	□その他: 実施した様子を記録した写真を添付するのが望ましい。
	長期中干し秋耕	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施したことがわかる書類の写し(作業日誌、実施時の写真等)(個人ごと) 	□その他: 実施した様子を記録した写真を添付するのが望ましい。
保管する証拠書類	有機農業の加算措置(堆肥の施用)	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆肥の購入伝票等の写し(①購入した場合は、購入伝票。②無償取引の場合は、取引書類。③自家製堆肥の場合は、堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類。)(個人ごと) ● 施用した堆肥の成分証明書の写し(過去の堆肥成分分析結果でも可) ● 施肥管理計画(堆肥施用量が「宮城県における持続性の高い農業生産方式の導入指針「堆肥使用の目安」範囲超の場合に必要な)の写し 	□その他: 堆肥施用の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。
	有機農業の加算措置(緑肥の作付)	<ul style="list-style-type: none"> ● 種子購入伝票等の写し(種子購入量がカタログの播種量と合っていること)(個人ごと) ● 標準的な播種量を証明するカタログ等の写し 	□その他: カバー作物、リビングマルチ、草生栽培において播種した植物の生育の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。
保管する証拠書類	取組拡大加算	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導を受ける農業者の作業日誌等の写し。 	
	冬期湛水管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産記録(各個人ごと)に「取水措置」、「漏水防止措置」、「定期的な点検活動」の方法や時期が記入されていること(個人ごと) ● イトミズ等のエサとなる購入した有機質肥料施用の場合 ● 3,000円/10a以上の有機質肥料等の購入伝票等の写し(個人ごと) ● 漏水防止措置のための畦畔等の補修等の写真の写し(個人ごと) 	□その他: 冬期湛水状況の様子を記録した写真を添付するのが望ましい。

- 市町村へ実施状況報告(国様式第6号)提出の際、証拠書類等の確認を市町村から受けてください。また、県・農政局が申請農業者団体等の中から証拠書類等の整備状況について抽出検査します。
- 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から5年間保存が必要です。



本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されるため、年度をまたぐ取組の場合は、営農計画書を提出した翌年度に交付金を受け取るようになります。

事業計画、営農活動計画書及び添付書類の提出は、原則として対象活動が開始される前に事業計画を提出していただく必要があります。新規に取り組む場合は、事前に市町村へ提出期限を確認願います。

令和5年度の事業計画や営農活動計画に変更が生じるときは、令和5年6月末までに必要書類を農地の所在する市町村へ提出します。

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
大河原地方振興事務所 農業振興部	0224- 53-3289	東部地方振興事務所 農業振興部	0225- 95-7809
仙台地方振興事務所 農業振興部	022- 275-9250	東部地方振興事務所 登米地域事務所農業振興部	0220- 22-3535
北部地方振興事務所 農業振興部	0229- 91-0717	気仙沼地方振興事務所 農業振興部	0226- 24-2534
北部地方振興事務所 栗原地域事務所農業振興部	0228- 22-2268	宮城県農政部 みやぎ米推進課	022- 211-2845

不明な点は、上記の問い合わせ先にお問い合わせください。
また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町村にご確認ください。